

## 第 2 号議案

### 軽トラック賃借料の一部変更について(案)

現行、組合の指示に基づき組合員よりご提供頂いた軽トラックの賃借料については、1日あたり500円をお支払い致しております。

今年度収穫大豆の搬送においては経費の節減等を考慮の上、軽トラックにより搬送致したく考えますが、その賃借料を「遠距離（倉橋部町←→長田CE又は小田RC）を複数回の搬送」により、1日あたり1千円に変更致したく、ご検討願います。

なお、レンタカーを利用した場合は1日あたり1万円必要となります。

- \* 今後大豆以外の搬送においても営農部で上述と同様と判断した場合は、1千円/日を適用する事をご承諾願います。

以上